

犬の飼い方教室 ビデオ講習①

～犬を飼うときのきまり～



大阪府動物愛護管理センター

犬を飼うときのきまり

➤ 守るべき法律・条例

- ・ 狂犬病予防法

⇒ 狂犬病のまん延を防ぐ

- ・ 動物の愛護及び管理に関する法律

- ・ 大阪府動物の愛護及び管理に関する条例

⇒ 飼い主の責務



狂犬病とは

- 狂犬病ウイルスにより伝播する
- 人にも感染する人獣共通感染症
- ほとんどの哺乳動物に感染する
- 感染した動物に咬まれることで感染
- 発症すると致死率ほぼ100%

人への感染源のほとんどが犬

➡ 犬の感染予防が大事！



飼犬登録と予防注射



飼い始めてから
30日以内に...



犬の登録



犬の所在地の区市町村

狂犬病予防注射



動物病院

翌年以降は
毎年一回、
4月1日から6月30日
の間に受け
てください。



鑑札と注射済票

- 鑑札と注射済票は必ず首輪等につけましょう
- 迷子札の代わりにもなります。



鑑札と注射済票

その他の手続き

- ・ 鑑札や注射済票を紛失 ⇒再発行
- ・ 犬を飼う住所が変わった ⇒変更届
- ・ 犬が亡くなった ⇒死亡届



飼い主の責務

- 動物の愛護及び管理に関する法律
- 大阪府動物の愛護及び管理に関する条例

愛情・責任をもって、**最後**まで飼い
周りに**迷惑を掛けない**ようにしましょう

～特に重要な5つのポイント～

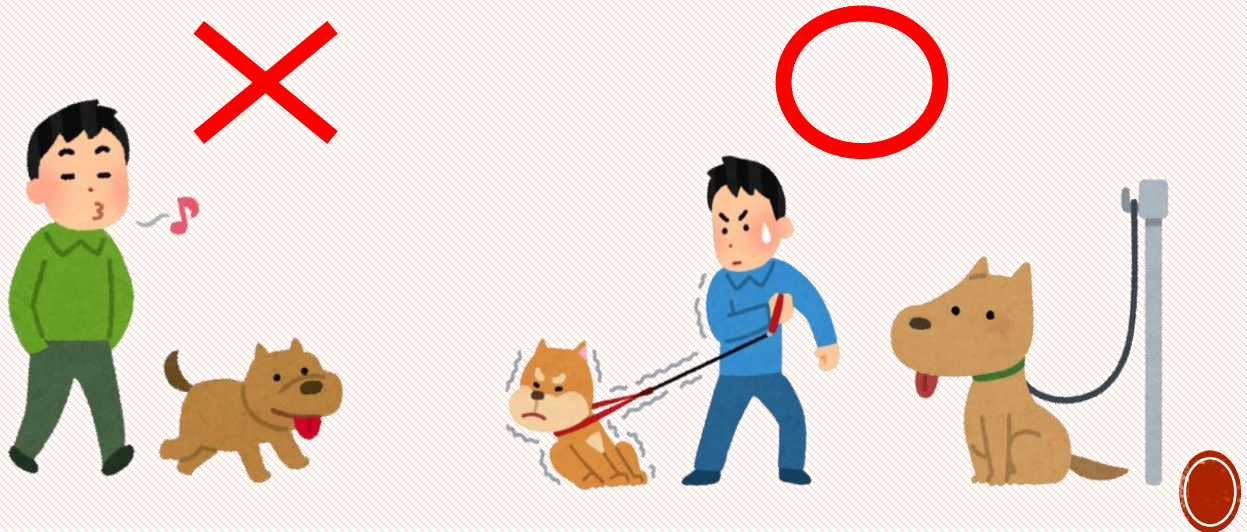
- (1) 常に制御できるように
- (2) 飼い犬が逃げてしまったら
- (3) 飼い犬が人を咬んでしまったら
- (4) 犬がいることを標示する
- (5) 近所への配慮



～特に重要な5つのポイント～

(1)常に制御できるように

- ・人や物を傷つけないように
- ・散歩のときは必ずリードをつける
- ・伸縮式リードの場合は長さにも注意
- ・首輪やリードが外れないように



～特に重要な5つのポイント～

(2)飼い犬が逃げてしまったら

もし逃げ出したらすぐに探す！！

①動物愛護管理センター（Tel：072-958-8212）

箕面支所（Tel：072-727-5223）

四條畷支所（Tel：072-862-2170）

泉佐野支所（Tel：072-464-9777）



②最寄りの警察署

③近接の政令市・中核市・他府県の保健所

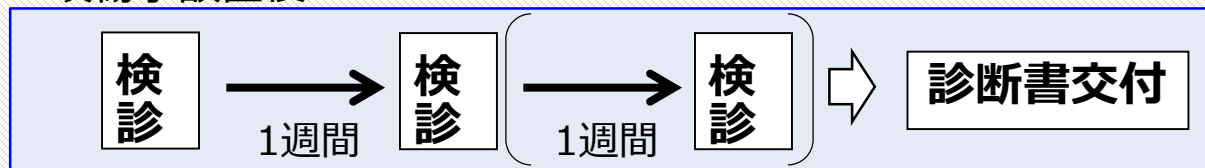


～特に重要な5つのポイント～

(3) 飼い犬が人を咬んでしまったら

- ① 大阪府動物愛護管理センターや各支所に「**飼い犬咬傷届出書**」を提出
- ② 動物病院で**狂犬病の鑑定**を受ける

咬傷事故直後



～特に重要な5つのポイント～

(4) 犬がいることを標示する

- ・ 犬を飼っていることを出入り口に標示する



犬

文字

文字と図形の組み合わせ

写真

認められないもの

絵が小さすぎる

字が小さすぎる

犬ではない



～特に重要な5つのポイント～

(5)近所への配慮

- ・ 犬を迎えたら、ご近所に一言ごあいさつ
- ・ 鳴き声を気にかける
- ・ 散歩で糞尿を放置しない
- ・ 清潔にして臭いを気にかける



まとめ

犬を飼っている人も、いない人も、

気持ちよく暮らせるよう

ルールを守った飼育を心がけましょう。

